

北海道農政事務所から 農業経営基盤強化準備金を活用している皆様へ

平成30年4月1日に所得税法等の一部改正が行われ、個人については平成30年分、法人については平成30年4月1日以降から始まる会計年度から適用されます。

特に準備金の取崩し事由が追加されたことで、ご注意くださいことがあります。

一部改正の内容

- ①準備金制度の2年間延長（平成32年3月31日まで）
- ②対象法人から特定農業法人である農地所有適格法人を除外
- ③対象となる交付金から米の直接支払交付金を除外
- ④準備金取崩し事由の明確化（個人は平成30年分の所得税・法人は平成30年4月1日以降の事業年度分の法人税について適用）

準備金の取り崩しについて今までと何が変わったのか

- 個人・法人共に平成30年4月1日以降の資産取得日を含む事業年分から対象
- 農業経営改善計画への記載の有無、当初から取得を想定していたか等にかかわらず、農用地等（準備金の対象資産）を取得した場合は準備金積立額の古い順から取得価額相当額を取崩し、総収入金額（益金）に算入されます。
- その際、農業経営改善計画に記載のない農用地等は圧縮記帳の対象となりません。

準備金として活用するために

- 取得する予定の農用地等の記載がない場合は取得前に農業経営改善計画の変更・承認手続きを市町村に行ってください。
- 今後、農用地等を取得する予定がある場合も改善計画を変更しておくことをお勧めします。
- なお、農政事務所での証明事務手続きに変更はありませんが、手続きについてご不明な点はお近くの農政事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

受付時間：9時～12時、13時～17時（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

郵送による受付も行っております。

農政事務所、各地域拠点	所在地	電話番号
北海道農政事務所生産経営産業部 担い手育成課	札幌市中央区南22条西6丁目2番22号 エムズ南22条ビル	011-330-8809
札幌地域拠点地方参事官室 経営所得安定対策担当 (石狩、後志、南空知、胆振、日高)	札幌市中央区南22条西6丁目2番22号 エムズ南22条ビル	011-330-8822
函館地域拠点地方参事官室 経営所得安定対策担当 (渡島、檜山)	函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎	0138-38-9007
旭川地域拠点地方参事官室 経営所得安定対策担当 (北空知、上川、留萌、宗谷)	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎	0166-30-9303
釧路地域拠点地方参事官室 経営所得安定対策担当 (釧路、根室)	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-99-9047
帯広地域拠点地方参事官室 経営所得安定対策担当 (十勝)	帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎	0155-24-2402
北見地域拠点地方参事官室 経営所得安定対策担当 (オホーツク)	北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎	0157-23-4172